

下呂市告示第194号

会計管理者の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる出納員に委任させた。

令和5年9月1日

下呂市長 山内 登

別紙

設置施設	出納員			委任事務
下呂市役所下呂庁舎	市民保健部	市民サービス課長	二村 和男	所管に係る徴収金の収納及び保管、物品の出納及び保管並びに財産の記録管理